玉東町学校給食共同調理場調理運搬等業務委託　提案書評価基準

（概要）

第1条　提案者の提案について、本提案書評価基準により評価する。

（評価方法）

第2条　評価方法については次のとおりとする。

　(1)　評価者

　　　「玉東町学校給食共同調理場調理運搬等業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が各提案についてそれぞれ評価を行う。

　(2)　提案書

　　　提案者からの提案内容を、プレゼンテーションを通じ次の基準により評価する。

　　　　　なお、提案の評価は提案者から提出された提案書をもとに、プレゼンテーションを通じて評価を行うこととする。提案の採点方法は、第3条に記載の評価項目について、提案書の構成それぞれに割り当てられた配点の合計を採点結果とする。

　　ア　評価基準

　　　　評価項目については、別紙の評価基準により評価を実施する。

　　　　なお、評価項目は次表の配点を用い評価を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目の評価 | 配点 |
| 期待を大きく上回っている | 　5　 | 10 |
| 期待を上回っている | 　4 | 　7 |
| 期待通りである | 　3 | 　5 |
| 期待を下回っている | 　2 | 　3 |
| 期待を大きく下回っている | 　1 | 　1 |

　　イ　委託料

　　　　提案者の委託料について、次のとおり得点化を行う。

|  |
| --- |
| 提案者中のそれぞれの委託料が最低となった提案に対し、10点を評価点とする。他の提案者については、次の数式で算出した点数を評価点とする。* 提案見積額の評点＝配点×最低提案見積額/当該提案見積額

（小数点以下第1位を四捨五入） |

（受託候補者）

第3条　最高点の者が複数いる場合は、見積額以外の評価項目が全提案者の平均点以上かつ提案金額の安価な者を受託候補者として選定する。なお、それでも決定しない場合は、選定委員長の最高点の者を受託候補者として選定する。

（評価基準点）

第4条　本プロポーザルの審査における最低基準点は60点とし、評価点がこれを下回る者は受託候補者とはなれない。

　　（その他）

第5条　提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該参加者を受託候補者とする。また、基準点に満たない場合、又は提案者の参加がない場合は再度検討する。